

(参考:様式第6号 誓約書の中に記載されている高千穂町下水道条例の内容について)

高千穂町下水道条例第6条の7第2項第1号及び第2号

(責任技術者の登録の資格)

第6条の7 責任技術者認定試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 次項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しないもの

3 町長は、責任技術者の登録を受けている者が、この条例に違反したときは、その責任技術者の登録を取消し、又は6ヶ月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。